

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品の一部を改正する件

○厚生労働省告示第二百二十九号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百四十五号）

第四十九条第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品（平成十七年厚生労働省告示第二十四号）の一部を次の表のように改正する。

令和六年六月二十四日

厚生労働大臣 武見 敬三

<p>九 (1116) (1115) (1045) (1044) (911) (910) (849) (848) (574) (573) (328) (327) (131) (130) (1) (略) (略) (1232) モメロチニブ (略) (略) (1043) ブリーバラセタム (略) (略) (1114) マリバビル (略) (略) (909) ビルトブルチニブ (略) (略) (847) タピナロフ (略) (略) (572) グマロンチニブ (略) (略) (326) イプタコパン (略) (略) (129) (略)</p>	<p>改正後</p>
<p>九 (1109) (1039) (906) (845) (571) (326) (130) (1) (略) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (129) (1225) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略)</p>	<p>改正前</p>

(傍線部分は改正部分)